

1 章 計画の基本的事項

1 計画の目的

朝霞市は、東京の中心からたった20kmほどの近さにあります。これだけ都会に近いにもかかわらず、昔ながらの武蔵野の自然が残っていて、豊かなみどりやきれいな水辺が今もたくさん見られます。そのため、自然に恵まれた、とても住みやすいまちだと言えます。

この大切なみどりは、私たちの生活に気持ちのよさや安心を与えてくれるだけでなく、重要な役割をいくつも持っています。例えば、農作物を作る場所になったり、色々な生き物のすみかになったり、大雨などの災害を軽くしたり、夏の暑さをやわらげたりしてくれます。最近、世界では地球温暖化¹による災害が増えたり、人口が減少して高齢化が進むといった様々な問題が起きています。そこで、自然が持つ力をかしこく利用してまちづくりを進めるグリーンインフラという新しい考え方が、世界中に広まっています。

朝霞市では、これまでみどりの基本計画に沿って、貴重なみどりを守ったり、公園を整備したり、個人の家の緑化を進めたり、自然を生かしたイベントを開いたりして、市内のみどりを守り育てる努力をしてきました。しかし、住みやすいまちのために開発が進むにつれて、私たちの身近なみどりが少しずつ減ってしまっているのが現状です。そのため、まちを発展させることと大切な自然環境を守ることをどのように両立させるかが、今の大きな課題になっています。

平成28（2016）年度につくられたみどりの基本計画は令和7（2025）年度で計画期間が終わります。そこで、これまでの計画の達成状況を検証し、最新のみどりのデータに更新するとともに、市で策定した他の重要な計画と内容を整合させながら、新たなみどりの基本計画を策定することといたしました。

新たなみどりの基本計画は、みどりが持つ多面的な価値と役割を市民の皆様と改めて共有するとともに、災害対応、温暖化対策、生物多様性保全などの後回しにできない社会課題の解決策として、グリーンインフラの手法をより積極的にまちづくりに展開します。これにより、未来に向けてみどりを守り、つくり、大切に育んでいくことを目的とします。

1 地球温暖化とは、地球全体の大気の温度が、人間活動によって増えた二酸化炭素などの温室効果ガスのために、徐々に上がっていく現象です。この温暖化によって、異常気象や海面の上昇など、長期にわたる様々な変化が起こります。これが気候変動と呼ばれているものです。地球温暖化は、この気候変動の原因の一つであり、私たちの生活や生態系に大きな影響を与えるため、世界中で対策が急がれています。

グリーンインフラってなに？

グリーンインフラとは、自然が持っている働きを、わたしたちの暮らしや社会を良くするために使う考え方や取組です。公園のみどり、屋上緑化、川、田んぼ、森などの自然そのものや自然の仕組みをまねた施設を、暮らしを支え豊かにする財産として計画的に活用することです。

グリーンインフラはいろいろなチカラで私たちの暮らしを支え豊かにします。

地球温暖化や増加する災害への対策、そしてみんなが心身ともに幸せに暮らすことが課題となる今、グリーンインフラは、これらの課題の解決に貢献する取組として、近年大きく期待されています。

健全な水循環の維持	森や農地、まちの中のみどりの空間は、まるで巨大なスポンジのように雨水をしっかりと吸収し、都市での浸水（都市型水害）の被害を減らします。また、地中にしみ込んだ雨水は、湧き水や川の水として流れ出て、水が少ない時でも川の水量を保つことにつながり、水辺の生き物たちの環境（生態系）を守ります。
都市の暑さ対策	都市のみどりが日陰をつくったり、水分を蒸発させることで空気を冷やし、ヒートアイランド現象 ² を和らげます。
地球温暖化対策	森林や都市の樹木は、空気中の二酸化炭素（CO ₂ ）を吸い込んで蓄えてくれます。これは、地球全体で進む温暖化のスピードを遅らせることに貢献します。
生き物を守る	公園や緑地は、動物や昆虫たちが安心して暮らせるすみかを増やし、たくさんの生き物が共存できる環境を守ります。
まちの美しさ	街路樹や公園、屋上緑化などは、まちに彩りを加え、景観を美しくします。その地域ならではの自然や歴史を生かした景観は、ふるさとへの愛着を高めることにもつながります。
農文化とのふれあい	農地が身近にあることで、食べ物がどのようにできるかを学んだり、田植えや稲刈りなどの農業体験ができたりと、日本の豊かな農文化に触れる機会が増えます。これは、農業生産だけでなく、地域の文化や伝統を守ることにもつながります。
心と体の健康	緑や水辺の景色は、ストレスを減らし、心をリラックスさせてくれます。また、自然の中での運動は健康な体力づくりにつながります。
こどもの成長の場	公園などの身近な遊び場は、こどもの健全な心と体の成長に役立ちます。
交流とつながり	みどりのある広場や川辺は、地域の人たちが集まって活動するにぎわいの場になり、地域の人とのつながりを強めます。
防災の拠点	災害時の避難場所や復旧活動の拠点として役立ちます。

「グリーンインフラ」と「グレーインフラ³」が協力してもっと暮らしやすいまちへ

グリーンインフラは、道路や河川、上下水道などの従来の施設（グレーインフラ）と協力し合うことで、より安全で、快適な生活環境をつくることができます。

² ヒートアイランド現象とは、都市部の気温が郊外より高くなる現象のこと。アスファルトや排熱の影響で熱がこもり、等温線を描くと都市が海に浮かぶ島のように見えることから名付けられました。

³ グレーインフラとは、コンクリートや鉄などを使ってつくられた、私たちの生活を支える人工的な施設のことです。例えば、道路、下水道、橋などがこれにあたります。

2 計画の位置づけ

(1) みどりの基本計画とは

この計画は、都市緑地法に位置付けられる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として作られており、市民の皆さんのが身邊にある水やみどり、そして生き物たちが、バランス良く調和した住みやすいまちづくりを進めていくための、一番基本となるものです。将来のまちの姿とその実現に向けた取組を定めています。具体的には、自然の多い場所などを大切に守ることや、学校などの公共施設、そして皆さんのが家庭にみどりを増やすこと、また、公園を新しく作ったり手入れをしたりすることなど、まち全体のみどりに関することを対象としています。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、みどりに関するこのすべてをまとめた大切な計画です。

本市には、まちづくり全体の一番大きな目標を定める朝霞市総合計画があり、それに沿って作られています。また、都市計画マスタープランなど、まちの発展に係る他の大切な計画とも、内容がずれたり、矛盾したりしないように、きちんと足並みをそろえて作られています。

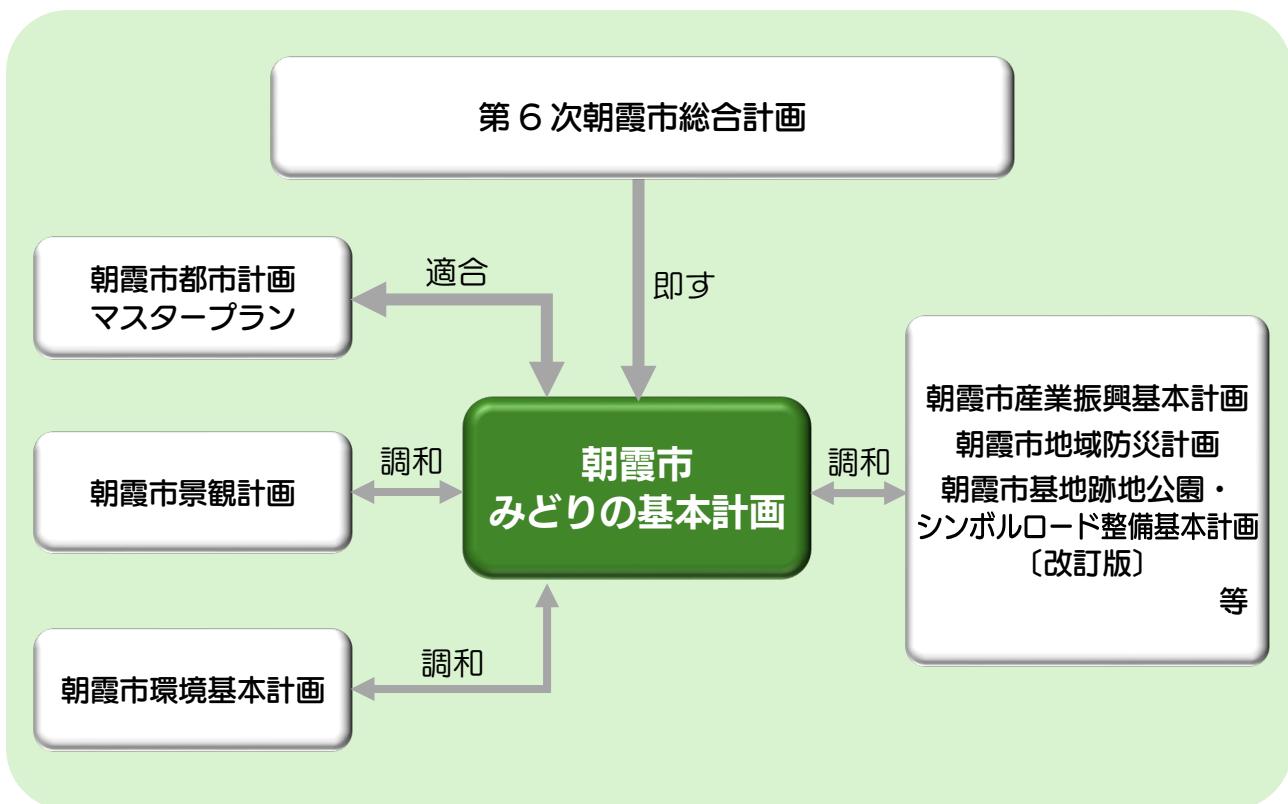


図 1-1 計画の位置づけ

(3) 計画期間

この計画は、令和 8 (2026) 年度から令和 17 (2035) 年度までの 10 年間を対象としています。これは、少し先の将来を考えながら、計画的にみどりのまちづくりを進めるためです。

概ね 10 年を目処として、計画の見直しを行うものとします。



図 1-2 計画期間

(4) 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、朝霞市のすべての範囲（全域）です。また、市の全域を緑化重点地区としています。緑化重点地区とは、特に力を入れてみどりを増やしていくことを目指した範囲のことです。そのため、この計画に書かれている取組は緑化重点地区における計画を兼ねています。

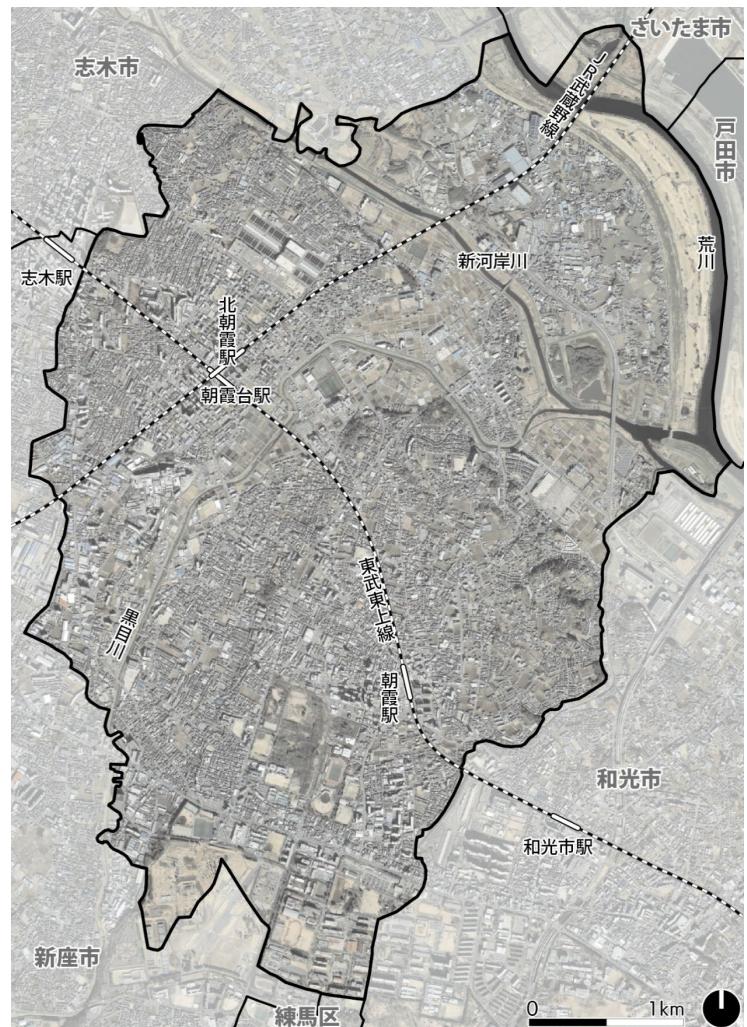


図 1-3 計画の対象範囲

(World Imagery (Esri)、国土地理院の基盤地図情報をもとに作図)

3 計画の見直しの背景

(1) みどりを取り巻く社会情勢

① 地球規模の大きな問題と、みどりの新しい役割

a. 激しい雨や暑さ（気候変動）への対策

世界的に地球温暖化（気候変動）が進んでいるため、台風や豪雨といった激しい自然災害が増加し、その被害が大きくなっています。この影響は都市にも表れており、特に都市の暑さ（ヒートアイランド現象）の悪化やゲリラ豪雨などによる都市型水害への対策が大きな課題となっています。これまでコンクリートなどで道路や川を整備してきましたが、それだけでは住民の安全を守りきれない場面が増えていきます。

一方で、地方自治体の財政状況は年々厳しくなりつつあり、一つだけの目的のために大きな費用をかけることが難くなっています。そのため、みどりが、水害を防ぐ、空気をきれいにする、景色を良くするなど、たくさんの役割を同時に果たすことが期待されています。

b. 地球と生き物の目標

都市のみどりは、世界中が達成を目指す共通の目標 SDGs⁴の中でも、健康、住みやすさ、気候変動、生き物の保護など、様々な目標を達成することにつながると期待されています。

特に世界では、ネイチャーポジティブ⁵という、失われた自然や生き物の種類（生物多様性）を回復させて増やしていくという考え方方が広まっており、日本もこれに取り組んでいます。そのため、まちづくりにおけるみどりの取組も、単にみどりの広さを確保することに加えて、生き物が住みやすいように質を良くしていくことも重要になっています。

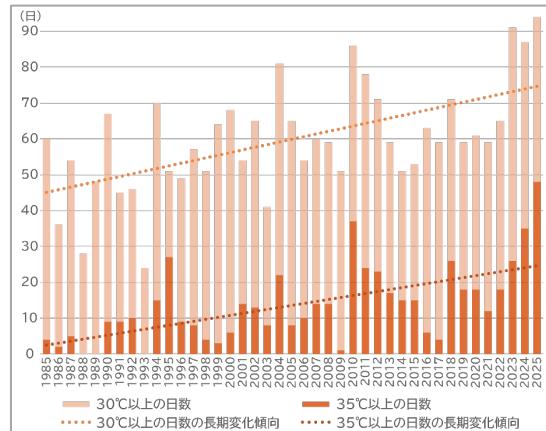


図 1-4 過去 40 年間の猛暑日等の日数
(気象庁練馬観測所の観測データより作成)



ゲリラ豪雨による浸水被害
(本町 1 丁目/令和 6 年 7 月)



図 1-5 ネイチャーポジティブのイメージ
(引用：環境省ホームページ)

4 SDGs（エスディージーズ）は「持続可能な開発目標」の略称です。これは 2015 年の国連の会議で 2030 年までの達成を目指して世界共通で決められた 17 個の目標のことを指します。貧困や飢餓をなくすことから、地球温暖化などの環境問題への対策、ジェンダー平等、働きがいのある社会づくりまで幅広い目標が位置付けられています。SDGs の達成には国や企業だけでなく私たち一人ひとりの行動が大切になります。

5 ネイチャーポジティブとは、2030 年までに、減り続けている動植物などの自然の減少を止め、むしろ増やして「自然を回復させる」という世界的な目標です。

② 暮らしの変化と、みどりの「癒やし」の力

a. 心と体の健康（Well-Being⁶）を支えるみどり

まちの中にあるみどりは、そこで暮らす人たちの心と体の健康（Well-Being）に、とても良い影響を与えることが、科学的な研究でわかつてきました。

みどりに触れると、「疲れがとれる」「心が落ち着く」といった効果や、ストレスの度合いが低くなることが確認されています。そのため、みどりは単に遊ぶ場所ではなく、健康で幸せな生活を送るための役割も果たしています。

b. コロナ禍⁷で変わった意識

新型コロナウイルスが流行した後、公園を訪れる人が増え、公園が人々の心の健康を保つ上でとても大切な場所だったことがわかりました。

このような社会の変化の中で、市民の皆さんのがみどりの空間に求める意識も変わりました。以前は、公園内の飲食店など便利な施設が求められる傾向にありました。最近では、人との密集を避けられる広々とした空間や、心が安らぐ豊かな自然こそが、みどりの空間に最も必要だと考えられるようになっています。このように、みどりは、日々の生活の中で精神的な安らぎや安心感を与える役割を強く持つようになっています。

③ みどりを守り続けるための問題

a. 人口の減少と高齢化、管理の担い手不足

日本全体で人口が減り、高齢化が進んでいることは、公園や緑地の維持管理に深刻な影響を与えています。まず、公園の遊具や施設が古くなる老朽化が進み、修理や作り直すための費用が増大しています。また、緑地を専門的に管理するための知識や技術などといったノウハウを持つ人材が不足しています。さらに大きな問題として、これまで地域のみどりの保全に大きく貢献してきた市民ボランティアの活動が、その高齢化やメンバーの減少によって維持することが困難になりつつあることがあげられます。これにより、行政と市民が協力して行う従来の管理体制を続けることが難しくなっています。また、都市の近くにある里山⁸でも、管理する人がいなくなったために荒廃が進み、自然の持つ力が弱くなっています。

b. 地方自治体の財政の厳しさ

地方自治体の財政状況は厳しさを増しており、古くなった公園の施設をすべて行政のお金だけで新しくしていくことには限界があります。限られた予算の中で、増え続ける管理コストに対応しながら、みどりの質を維持していくことが大きな課題となっています。

6 Well-Being（ウェル・ビーイング）とは、ただ病気ではないという状態を超えて、心も体も良い状態にあることを意味する言葉です。日本語では「幸福」や「良好な状態」と訳されます。生きがいを感じたり、人間関係が良好だったり、将来に希望を持てたりするなど、持続的な幸せを感じられる状態を指します。

7 新型コロナの流行による社会の混乱や苦境のことです。外出自粛やマスク着用など生活が大きく変わり、この変化をきっかけに生まれた「新しい日常」をニューノーマルと呼び、オンラインの活用などが当たり前になりました。

8 人里に隣接し、暮らしの中で手入れされてきた森林や農地のこと。人と自然が共生し、多様な生き物を育む環境です。

3 計画の見直しの背景

(2) 近年の国の政策動向

都市のみどりをめぐる国の政策は、近年大きく制度の強化が図られています。

① グリーンインフラとネイチャーポジティブの推進

a. グリーンインフラの推進

自然が持つ力や機能をまちづくりに生かすグリーンインフラは、国の政策において重要性が増しています。令和元（2019）年にはグリーンインフラ推進戦略が策定され、道路や公園などの公共施設を整備する検討プロセスに、みどりの機能を組み込むことが基本方針とされました。さらに、推進体制を強化するために官民連携の組織が設立されたほか、企業などがみどりに投資した優良な緑地を国が認定する制度「TSUNAG⁹」も創設されました。

b. ネイチャーポジティブの法制化

グリーンインフラは、2030年までに生き物や自然の減少を止めて回復させる世界的な目標であるネイチャーポジティブの実現と深く結びついています。この目標に基づき令和5（2023）年には第六次生物多様性国家戦略が閣議決定されました。さらに令和7（2025）年には、地域の生き物を守り多様性を高める活動を促進するため、地域生物多様性増進法が施行されました。また、民間企業や団体が保全活動を行っている場所を国が認定する制度「自然共生サイト」も始まっています。

② 法改正によるみどりの活用と保全の強化

a. 公園への民間活力の導入

公園の機能を高めて活性化させるため、平成29（2017）年の都市公園法などの改正で、公募設置管理制度（Park-PFI）¹⁰が創設されました。これは、民間事業者が公園内にカフェなどの収益施設を作り、その利益を公園全体の整備や管理に充てる仕組みです。企業が施設を管理できる期間が最長20年間に延長されたため、長期的な投資がしやすくなりました。また、公園内に保育所などの子育て支援施設を設置することも可能になり、公園の使い道が広がりました。

b. 民間にによる緑地の創出と保全に関わる制度の拡充

平成29（2017）年の都市緑地法の改正では、地域に密着したみどりの保全と創出を促すため、市民緑地認定制度が創設されました。これは、民間が立てた市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定する制度です。また、みどりを守る団体の指定権限が都道府県知事から市区町村長に変更され、まちづくり会社なども指定対象に加わりました。これにより、地域の実情に応じた柔軟なみどりの管理に民間が参加しやすくなりました。

9 TSUNAG（ツナグ）は、国土交通省による「優良緑地確保計画認定制度」の通称で、都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定する制度です。TSUNAG認定を取得すると、「地球に優しい会社」としてアピールでき多くの人の信頼を得ることに役立ちます。また、世界的な投資の評価も上がり、自然を守るための取組をわかりやすく公開できるようになります。

10 Park-PFI（パーク・ピーエフアイ）は、都市公園において、飲食店、売店などの公園利用者の利便性向上に資する公募対象公園施設（特定公園施設）の設置・管理を行う民間事業者を、公募により選定する仕組みです。この事業者は、施設から得られる収益を、公園全体の園路、広場、植栽などの特定公園施設の整備や管理に還元します。

c. 都市農地の保全と活用のための制度の拡充

都市の農地を守るため、平成 29（2017）年に生産緑地法が改正されました。農家が農業を続ける意思を示せば、特定生産緑地制度により、税金の優遇を 10 年ごとに延長できるようになりました。また、生産緑地内で直売所や農家レストランなどを設置することが認められ、農業を行いやすくなるよう規制が緩和されました。

都市と農業が共存する地域として、田園住居地域という新しいまちの区分も設けられています。

d. 緑地計画制度の強化

令和 6（2024）年の都市緑地法などの改正では、みどりを都市のレジリエンス¹¹を支える基盤として再定義しました。この改正では、国が「緑の基本方針」を定めるとともに、都道府県が市町村の枠を超えてみどりを整備する「広域緑地計画」が制度化されました。また、特に守るべき樹林地などで、その機能を高めるための再生・整備事業への支援策も創設されました。さらに、市町村による緑地の買取りなどを代行する支援機構の活用が促され、質の高いみどりを作るための制度が強化されました。

表 1-1 都市のみどりに係る近年の主な政策動向

年/月	主な出来事
平成 29 (2017) 5 月	都市緑地法の改正 ：民間による市民緑地の整備を促す制度を創設（市区町村長が計画を認定）。 生産緑地法改正 ：生産緑地内で、農作物を主に使用する直売所、農家レストラン、加工施設（ジャム等の製造）などの設置を可能化。指定下限面積を条例で 300 m ² まで引下げ可能化。
平成 29 (2017) 6 月	都市公園法等改正 ：カフェやレストランなどの公共還元型収益施設の設置許可期間を最大 20 年（PFI は 30 年）に延伸。公園内の保育所等の設置を一般措置化。
平成 30 (2018) 4 月	特定生産緑地制度の創設 ：所有者の同意で買取り申出期間を 10 年間延長可能にし、固定資産税の優遇や相続税の納税猶予制度を継続。用途地域に「田園住居地域」を新設。
令和 2 (2020) 3 月	グリーンインフラ官民連携プラットフォーム設立 ：官民連携による GI 推進の体制を構築。気候変動対応や生物多様性確保、ESG 投資の誘導を目指す。
令和 5 (2023) 3 月	第六次生物多様性国家戦略閣議決定 ：新たな世界目標「昆明・モントリオール枠組」に対応し、「2030 年のネイチャーポジティブの実現」を目標に設定。
令和 5 (2023) 年度	「自然共生サイト」認定制度先行開始 ：民間の緑地や企業の敷地など、保護地域以外で生物多様性の保全が図られている区域（OECM）を国（環境省）が行政措置として認定開始。
令和 6 (2024) 4 月	地域生物多様性増進法公布 ：自然共生サイト制度に法的な根拠を与え、地域での生物多様性増進活動を促進する。
令和 6 (2024) 11 月	都市緑地法の改正 ：国の「緑の基本方針」と県の広域緑地計画が法定化。特別緑地保全地区に対する「機能維持増進事業」への支援制度創設。民間企業による良質な緑地創出への支援制度創設。
令和 7 (2025) 3 月	TSUNAG 認定（最初の認定） ：都市緑地法に基づく最初の優良緑地確保計画（TSUNAG）認定が行われる（14 件）。
令和 7 (2025) 4 月	地域生物多様性増進法施行 ：自然共生サイト認定制度が正式に法定化され、施行される。

11 都市のレジリエンスとは、都市が大地震などの突発的なショックや、気候変動や人口減少などの慢性的なストレスに直面した際に、その影響を最小限に抑え、適応し、回復し、さらに発展していく能力を指します。

4 計画における「みどり」

この計画では、わたしたちの生活を豊かにする環境全体を「みどり」と呼ぶことにします。

このみどりは、単なる植物だけを指すではありません。樹木や草花といった植物を中心に、森や林、田畠（農地）、草地、川や池などの水辺・水面、そして公園といった緑地や広場などが一緒になって構成された環境を意味します。さらに、学校のグラウンドや、個人のお宅の庭などの植栽地も含みます。

また、みどりの構成要素は、目に見える場所だけにとどまりません。きれいな水や土壤、空気、そして生き物が暮らす場所（生息地）なども一体となって生まれる環境全体をみどりととらえます。そして、その環境とわたしたち人間との関わり、つまり歴史や文化を生み出す力も含めて、この計画の対象とするみどりとしています。

このみどりは、豊かな自然の恵みだけでなく、地球温暖化を遅らせたり、災害に強いまちづくりに役立ったり、人々の交流の場になったりする、わたしたちの暮らしに欠かせない土台です。そのため、この計画では、みどりそのものだけでなく、みどりを知り、守り、育て、そして楽しむための様々な活動も対象として大切にしています。



図 1-6 計画の対象となるみどり